

前沢いきいきスポーツランドテニスコート

使用区分		基本使用料	付加使用料
テニスコート	1面につき1時間までごとに	児童及び生徒	照明設備を使用するときは、1面につき30分までごとに330円を徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。
		一般	
練習用テニスコート	児童及び生徒		
	一般		

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。